

リスク管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）にかかるリスクの適切な管理及び対応並びに緊急事態対応に関して必要な事項を定め、かかるリスクの防止及び損失の最小化を図る共に、本協会事業の円滑、効率的、永続的な遂行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「リスク」とは、本協会に対して物理的、経済的又は信用上の不利益や損失を生じさせるすべての可能性を指す。

2 リスクは、次のように顕在化する。

- (1) 信用リスク： 不全な公益活動や情報提供、八百長の発生等による信用低下
- (2) 財政リスク： 収入源等による財政悪化
- (3) 人的リスク： 本協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）の不正、役員間の内紛、代表者の継承問題
- (4) 事故災害リスク： 自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症の発生
- (5) 外的リスク： 外部からの機器及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (6) レピュテーションリスク： 本協会、本協会管理の個人情報漏洩による信用失墜、本協会等への攻撃等
- (7) その他のリスク： (1) から (6) に準ずる事案の発生

第2章 役員及び職員の責務、対応

(責務)

第3条 役職員は、業務の遂行にあたって、法令及び本協会の規程等を含むリスク管理に関する規程を遵守する。

- 2 役職員は、本協会のリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案及び実施する過程において知りえた情報を漏洩してはならない。
- 3 役職員は、リスクの顕在化後、速やかに上位者に必要な報告を行う。また、必要に応じ、関係部署と協議を行い、その後の処理については本協会の会長又は専務理事の指示に従う。
- 4 役職員は、顕在化に起因する新たなリスクに備え、必要な措置を事前に講じる。
- 5 総務本部は、リスク管理担当本部として本協会のリスク管理及び緊急対応時にかかる業務を行う。

(報告)

第4条 役職員は、顕在化したリスクの処理完了後、処理の経過及び結果について記録を作成し、会長又は専務理事等に報告する。

第3章 リスク管理検討会及び教育、訓練

(危機管理部会の設置)

第5条 リスクの適切な管理及び対応のため、本協会内に危機管理部会を設置し、構成は次のとおりとする。

- (1) 部会長： 会長
- (2) 副部会長： 副会長
- (3) メンバー： 専務理事、総務担当常務理事、広報担当常務理事、地方担当常務理事、事務局長

(危機管理部会の業務)

第6条 危機管理部会は、次の業務を行う。

- (1) リスクの抽出及び分析、評価
 - (2) リスク管理に必要な情報収集及び役職員との共有
 - (3) リスク顕在化未然防止、緊急連絡体制の構築、リスク顕在化時対応等の作成
 - (4) リスク及び緊急時に関する教育、研修会の実施
 - (5) 顕在化したリスクにつき、初動対応を含む迅速かつ適切な管理、利益の最大化、損失の最小化等の検討及び実施
 - (6) 実施したリスク対策、緊急時に対策の分析、評価及び改善策の検討
 - (7) その他、リスク管理及び緊急事態対応に必要なこと
- 2 危機管理部会は原則として、6か月に1回以上検討会を開催し、リスク顕在化の未然防止及び対策を検討する。

(教育訓練)

第7条 部会長は、役職員がリスク管理の考え方を理解し、リスクが顕在化した場合の連絡通報、初動対応、拡大防止、また、緊急対応が円滑かつ混乱なく実施できるよう、役職員に教育訓練を行う。

- 2 教育訓練は少なくとも1年に1回以上実施する。なお、リスク顕在化が急迫して場合には、可及的速やかに追加実施する。

第4章 緊急事態対応

(緊急事態の範囲)

第8条 緊急事態とは、次に掲げるリスク顕在化により、本協会及び役職員にもたらされる急迫の事態をいう。

- (1) 自然災害、戦争
 - ① 地震や津波による災害
 - ② 台風、ゲリラ豪雨等の災害
 - ③ 日本を脅かす戦争や紛争
- (2) 事故
 - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ② 本協会の活動又はハンドボールに起因する重大な事故
 - ③ 役職員にかかる重大な人身事故
- (3) インフルエンザ等の感染症
- (4) 犯罪
 - ① 建物施設破壊、放火、誘拐、脅迫及びサーバーへの攻撃を含む外部からの不法な攻撃
 - ② ハンドボールの試合や競技会・フェスティバル等に対する外部からの不法な攻撃
 - ③ 本協会の法令違反、役職員による背任、横領等の不祥事
- (5) 日本のハンドボールに関する試合や競技会等における八百長発覚等重大な事件により発生する信用失墜
- (6) 個人情報 の 流失
- (7) 風評被害
- (8) その他上記に準ずる本協会の経営及び運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第9条 緊急事態の発生を予見又は認知した役職員は、別に定める緊急時多発生時の通報体制に基づき、速やかに会長、専務理事及び事務局長に通報する。

- 2 総務担当常務理事は、必要に応じ会長等の指示の下、関係機関及び関係者に通報する。

(情報管理)

第10条 総務担当常務理事は、緊急事態発生 の 通報を受けた場合、情報管理上の適切な指示を行う。

- 2 通報内容は、総務担当常務理事が公開の必要性があると判断した場合を除き、関係者以外秘匿とする。

(緊急事態対応)

第11条 緊急事態の発生又は発生が予測され、本協会全体として対応の必要であると判断

される場合、危機管理部会を緊急対策本部（以下「対策本部」という。）とし対応にあたる。

（対策本部の構成）

第12条 対策本部の構成は次のとおりとし、会長が招集する

- （1） 本部長： 会長
- （2） 本部長代理：副会長
- （3） メンバー：専務理事、総務担当常務理事、広報担当常務理事、地方担当常務理事、事務局長

（対策本部の開催）

第13条 対策本部は、招集後直ちに出席した者及び本部長の出席により開催する。
会議は、電話、web会議等での開催も可とする。

（本部長の代行）

第14条 本部長が欠けたとき又は事故があるときは、本部長代理又は本部長が事前に指名した者が職務を代行する。

（緊急事態時の業務）

第15条 緊急事態時、緊急対策本部の業務は次のとおりとする。

- （1） 情報の収集、確認、分析及び評価
- （2） 応急処置の決定及び指示
- （3） 原因究明及び対策基本方針の決定
- （4） 対外広報、対外連絡並びに、その内容、時期、窓口及び方法の決定
- （5） 本協会内の連絡並びにその内容、時期及び方法の決定
- （6） 地域・都道府県ハンドボール協会、加盟団体への連絡並びにその内容、時期及び方法の決定
- （7） 緊急対策本部からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- （8） 対策実施上の役割分担等の決定並びに対策実行の指示及び実行の確認
- （9） 実施した対策の分析及び評価
- （10） その他、必要事項の決定

（役職員への指示、命令）

第16条 本部長は、緊急事態を解決するにあたり、役職員に対して一定の行動を指示、命令する。

- 2 役職員は、本部長の指示、命令に従って行動しなければならない。

(緊急対応時の初動対応)

第17条 緊急事態が発生した場合、その被害及び損失を最小限に留めるため、緊急事態の事案を担当する部署は、対策本部設置までの間、初動対応をする。

2 初動対応の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 人命救助、受益者、関係者の安全確保を最優先とする。
- (2) 被害の拡大、二次災害、事故等の再発を防止する。感染症の発生の場合は、感染拡大及び再感染防止を図る。
- (3) 警察等関係する省庁に連絡する。

(届出)

第18条 緊急事態のうち、所管官公庁に届出を必要とするものは、会長の承認を得て、正確かつ迅速に所管の官公庁に届け出る。

(対策本部の解散)

第19条 本部長は、緊急事態が解決し、かつ、再発防止策の目途が立ったとき、対策本部を解散する。

(理事会への報告)

第20条 本部長は、緊急事態において対策を実施したとき、実施直後の理事会で次の事項を報告する。報告は招集が難しい場合は、web開催やメールによる報告でも可能とする。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 今後の対処方針
- (5) その他報告が必要なこと

第5章 その他

(改正)

第21条 本規程の改正は、理事会の決議を得て行う。

附則

本規程は、2022年4月1日から施行する。